

◆平成 22 年 7 月 28 日付で疑義解釈（その 6）が発出されました。

歯科診療報酬点数表関係は以下の通りです。

【手術】

（問 1） 区分番号 J 0 6 3 に掲げる歯周外科手術の「注 3」において、歯周病定期治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施する場合は、所定点数（「注 1」の加算を含む。）の 100 分の 30 に相当する点数により算定する取扱いとなっているが、この場合における「注 5」に規定する手術時歯根面レーザー応用加算の算定方法如何。

（答） この場合においては、歯周外科手術の「注 3」の規定により算定する点数に、手術時歯根面レーザー応用加算の 40 点を加えた点数を算定する。

【歯冠修復及び欠損補綴】

（問 2） 区分番号 M 0 2 9 に掲げる有床義歯修理に係る歯科技工加算については、破損した有床義歯の修理を行った場合の加算であるが、新たに生じた欠損部位に対して有床義歯の増歯を行った場合においても算定できるか。

（答） 新たに生じた欠損部に対して、有床義歯の増歯を行った場合であって、患者から有床義歯を預かった日から起算して 2 日以内に装着した場合においては、算定して差し支えない。

（問 3） 有床義歯修理の「注 1」において、新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して 6 月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の 100 分の 50 に相当する点数により算定することとなっているが、この場合における「注 3」に規定する歯科技工加算の算定方法如何。

（答） この場合においては、有床義歯修理の「注 1」の規定により算定する点数に、歯科技工加算の 20 点を加えた点数を算定する。

◆金パラ価格が 10 月から改定されます。

1gあたり 619 円→802 円 183 円引き上げになります。

平成 22 年 7 月 28 日中医協総会において、歯科用貴金属価格の随時改定について、10 年度 4 月改定の告示価格 619 円から 29.6% 変動した金パラを 802 円に改定することが承認された。

なお歯科用貴金属価格の改定は 10 年度から変動幅が 5% を超えた場合（それまでは 10%）に行われることになっている。

歯科の委員からは「金パラに代わり、価格も変動しづらい合金の開発を進めてほしい」との要望が出された。

◆平成 22 年 8 月 31 日付で廃止となる経過措置医薬品 名称変更のみ。歯科主なもの。

アクリノール シオエ → アクリノール水和物「シオエ」原末